

諮問番号 令和3年諮問第3号

答申番号 令和3年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、堺市内において事業を営む法人であり、審査請求人が徴収し、東大阪市に対して納入義務を負う個人の市町村民税725,000円（延滞金を含む。）を平成19年度から滞納していた。
- 2 審査請求人は、事業不振を理由に少額の分割納付を希望したため、東大阪市長（以下「本件処分庁」という。）は、平成30年8月22日に、滞納税について同月より月額8,500円（最終回は残税額の631,500円）で1年間の分割納付を認めた。
- 3 令和元年7月に、本件処分庁は、当該分割納付の最終回の期限までに残税額について納付の再相談をするよう、審査請求人に対し文書催告を行うも、当該期限までに審査請求人からの連絡及び納付はなく、その後電話連絡を試みるも審査請求人に連絡が付かなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項においてその例によることとされた国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による財産調査を実施した。
- 4 令和元年8月下旬、審査請求人は、本件処分庁に対し電話連絡の上、同年9月10日に残税額のうち本税を納付し、及び延滞金の減免を申請する意思を伝えた。

- 5 審査請求人からの滞納税の納付がなかったことから、本件処分庁は、同月12日に財産の差押えを執行し、取立てを行った上で滞納税に充当した。
- 6 差押えによって滞納税のうち本税は完納となったが、延滞金が残っていたため、本件処分庁は、同年11月21日に再び財産の差押えを執行した。
- 7 審査請求人は、同月26日付けで延滞金の減免申請を行った（以下「本件申請」という。）。
- 8 本件申請に係る挙証資料の提出がなかったことから、本件処分庁は、審査請求人に対し挙証資料の提出を求め、審査請求人は、同年12月5日付けで挙証資料として、平成14年、15年及び21年当時の不渡手形の写しを本件処分庁に提出した。
- 9 本件処分庁は、本件申請について内容を審査した上で、令和元年12月13日付けで不承認処分を決定し、同日付けで、審査請求人に対し延滞金減免不承認決定通知書を送付した（以下「本件処分」という。）。
- 10 審査請求人は、同月18日に本件処分を知り、これを不服として令和2年3月15日付けで郵送により（消印は、同月17日付け）、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 延滞金の減免要件の判定時期の不合理性

そもそも事業につき著しい損失を受けたことにより市税を滞納するに至ったのであり、また、延滞金が確定するまでに十数年の時を要したことにより延滞金の減免申請を行うことが出来なかったに過ぎないのであるから、延滞金減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号エに定める延滞金減免要件の「その事業につき著しい損失を受けたとき」とは、市税を滞納するに至った時期とすべきであり、挙証資料は同時期のもので妥当である。なお、同時期に著しい

損失を受けたことにより現在も苦しめられており、売上の低下及び増税等により、資金繰りは悪化している。

(2) 延滞金の減免申請に至るまでの手続に係る憲法違反等

審査請求人が延滞金の減免申請の意思を示したにもかかわらず、本件処分庁は、その申請を拒み、また、要綱の存在も明らかにしなかったことが、憲法第3章国民の権利及び義務のうち第16条、第17条に違反している。また、本件処分庁から送付のあった延滞金減免申請書には、すでに減免率100%と記載されており、このことは、審査請求人に対し、延滞金が100%減免されるのだと誤信させる行為である。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分の適法性

要綱第2条に規定する確定延滞金とは、本税が納付された後に確定した延滞金をさし、要綱第6条の規定により、延滞金の減免要件該当性の判定時期は、延滞金の減免申請があった日の状態を基準とする旨、規定している。一方、審査請求人から提出のあった挙証資料は、平成14年、15年及び21年頃の不渡手形であり、これを以て延滞金の減免要件該当性を認定するに足りず、本件申請を不承認とした本件処分は適法妥当である。また、本件処分庁において国税徴収法第141条の規定による財産調査を実施したところ、財産が発見されていることから、審査請求人が担税力に欠けると認める事由はない。

(2) 本件処分に至るまでの手続の妥当性

本件処分庁は、審査請求人の延滞金の減免申請の意思表示に対し、減免の手続に関する案内を行っており、延滞金減免要件該当性の判定において必要となる挙証資料についても十分に説明を行っている。また、財産調査の結果、審査

請求人に担税力があると認めるに足る財産が発見されたことから、仮に申請を行ったとしても不承認となる公算が高い旨を説明したのであって、最終的には審査請求人に延滞金減免申請書を郵送していることから、手続において違法不当な点はない。

(3) 結論

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 要綱の解釈及び適用について

ア 要綱第2条第1号エに規定する延滞金の減免要件は、「納税者等が、その事業につき著しい損失を受けたとき」であり、これは、租税負担の公平性を考慮してもなお納税者の個別の事由により延滞金を減免することが許される場合をいうものと解される。

イ 税制度の共通性からすると、納税の猶予に関し、これと同様の規定をおく国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条第2項及び第5項と同様の解釈をすることは許されるところと考えられる。

ウ よって、延滞金の減免について、その事業につき著しい損失を受けたときは、延滞金の減免の申請があった日以前2年間の審査請求人の事業の損益計算における税引前当期純利益及び税引前当期純損失の割合により認定するのが合理的であると考えられる。

エ 本件について、審査請求人が挙証資料として提出した資料は、平成14年、15年及び21年の不渡手形のみであり、事業の経営状況を示す資料の提出がなかったため、本件処分庁が審査請求人の延滞金減免要件該当性の判断ができないことは明らかである。

オ よって、本件処分庁が、財産調査により判明した財産を以て審査請求人に資力があると判断し、要綱第2条第1号エには該当しないとして、本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分に至る手続について

ア 憲法違反について

審査請求人のいう憲法第16条は、請願権を保障するものであり、また、第17条は、国及び公共団体の賠償責任を定めたものであり、それぞれ請願法(昭和22年法律第13号)及び国家賠償法(昭和22年法律第125号)において具体化されている。

イ 請願法違反について

審査請求人が請願を行った事実は認められず、また、本件処分とは関連がない。

ウ 国家賠償法違反について

(ア) 審査請求人が、延滞金減免制度を隠し、その説明を行わず、以て審査請求人による延滞金の減免申請を妨げたとされる本件処分庁の行為が、国家賠償法第1条第1項違反である旨を主張していると善解して判断する。

(イ) 審査請求人と本件処分庁との交渉において、審査請求人が延滞金の減免申請に関する説明及び経営状況を示す挙証資料の提出が必要である旨の説明を本件処分庁から受けたことは、事実として認定できる。

(ウ) 従って、本件処分庁が故意又は過失により延滞金の減免制度を隠し、その説明を行わず、このことを以て審査請求人による延滞金の減免申請を

妨げたとはいえない。

(エ) 仮に本件処分庁の行為が違法なものであったとしても、審査請求人は、そもそも延滞金の減免要件を満たしていないことから、当該行為により損害が生じたとはいえない。

エ 信義則違反について

(ア) 本件処分に至る手続、特に本件処分庁に虚偽の説明があったかどうかに関しては、信義則違反についても検討する。

(イ) 信義誠実の原則は、租税分野においては、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限って適用されるとされている（最高裁判所昭和62年10月30日判決）。

(ウ) 本件については、仮に本件処分庁の担当者による審査請求人に対する説明が不十分なものであったとしても、これを「正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」ということはできず、信義則違反を適用することはできない。

オ 以上のことから、本件処分に至るまでの手続における本件処分庁の行為に違法又は不当な点はない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和元年12月13日 本件処分庁が審査請求人に対し本件処分を通知。
- 2 令和2年3月17日 審査請求人より本件審査請求。
- 3 令和3年1月22日 審理員が審査庁に対し審理員意見書を提出。
- 4 令和3年4月21日 審査庁より当審査会に諮問。
- 5 令和3年5月27日 本件処分に係る1回目の会議を開催（第11回審査会）。
- 6 令和3年6月28日 本件処分に係る2回目の会議を開催（第12回審査会）。

- 7 令和3年8月12日 本件処分に係る3回目の会議を開催（第13回審査会）。
- 8 令和3年9月14日 本件処分に係る4回目の会議を開催（第14回審査会）。
- 9 令和3年11月24日 本件処分に係る5回目の会議を開催（第16回審査会）。

第6 審査会の判断

1 関係法令等の定め

- (1) 地方税法第326条第1項によると、納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないとされ、延滞金の納付義務が課されている。
- (2) 同条第4項によると、市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金額を減免することができることとされている。
- (3) また、本件については同法第15条の5の規定による職権による換価の猶予も行われているが、当該猶予期間においては、同法第15条の9第1項の規定により当該猶予期間に対応する部分の延滞金額の2分の1に相当する金額は免除され、同項により免除された部分を除く延滞金については、同条第2項各号に該当する場合には、その納付又は納入が困難と認められるものを限度として、免除することができることとされている。
- (4) これら法の規定を受け、東大阪市税条例施行規則（昭和42年東大阪市規則第129号）第5条には、延滞金の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない旨が規定されている。
- (5) さらに、要綱第2条において、減免の対象となる延滞金とは、納付により確

定した延滞金である旨を示した上で、市長が認めるやむを得ない理由については、同条において、「納税者等が、その事業につき著しい損失を受けたとき(事業損失)」というように具体的な要件を定め、申請者にやむを得ない理由があったかどうかの判定時期については、要綱第6条において、申請があった日の状態を基準とする旨が規定されている。

2 争点の摘示

本件審査請求の主たる争点は、次のとおりである。

- (1) 要綱が定める延滞金減免要件の判定時期に合理性があるか(争点1)
- (2) 審査請求人は延滞金減免要件に該当するか(争点2)
- (3) 審査請求人の申請を本件処分庁が意図的に妨げ、これにより審査請求人に不利益が生じたか(争点3)
- (4) 本件処分庁を信じて行動した審査請求人に不利益が生じたかどうか(争点4)

3 争点ごとの判断及びその理由

- (1) 争点1(要綱が定める延滞金減免要件の判定時期に合理性があるか)について

ア 要綱第6条は、延滞金の減免申請のあった日の状態を基準として減免要件該当性を判定する旨を規定するが、審査請求人は、そもそも事業につき著しい損失を受けたことにより市税を滞納するに至ったことを理由に、減免要件の判定時期は、延滞金が発生する原因となった市税を滞納するに至った時期とすべきである旨主張するので、この点につき検討する。

イ 上記1に記載のとおり、地方税法の規定は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに納付又は納入できなかつたことにつきやむを得ないと市町村長が認めた場合において、延滞金を減免することができる旨を規定するにとどまり、減免対象、減免要件、減免割合等、延滞金の減免を実施するに当たり必要とな

る具体的な基準については、市町村長の裁量的判断に委ねられているものといえる。

ウ そこで、本件処分庁が、減免申請のあった日の状態を基準として減免要件該当性を判断したことが、市町村長に委ねられた合理的な裁量の範囲内であるといえるかにつき検討するに、延滞金が、本税を納期限内に納付又は納入した納税者との公平性を図る観点及び納税者に早期納付を促す観点から、納期限の翌日から本税を納付するまでの期間に応じて、その納付が義務付けられているものであるという性質に着目すれば、本税を納付したことにより延滞金額が確定し、延滞金を納付すべき時点においてもなお担税力が薄弱な者に限定して減免を適用すべきであるとした本件処分庁の判断は、合理的なものであり、当該判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用したことにより違法であるとはいえない。

エ よって、延滞金の減免を受けようとする時の現況において資力を回復し担税力を有しているか否かにかかわらず、本税を納期限内に納付又は納入することができなかった時点における担税力の状況のみをもって減免要件該当性を判断すべきであるという審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 争点2（審査請求人は延滞金減免要件に該当するか）について

ア 審査請求人は、要綱第2条第1号エの「納税者等が、その事業につき著しい損失を受けたとき。」を理由として本件申請を行ったところ、減免要件を具備する旨を立証する書類として提出されたのは、平成14、15及び21年における不渡手形のみであった。争点1で検討したとおり、減免要件該当性の判定時期として、申請を行った時点を基準とする要綱の規定は合理的なものであり、審査請求人が提出した書類を以て本件処分庁が要件該当性の判定を行うことができないことは明らかであることから、本件処分に違法又は不当な点はないと判断できる。

イ なお、審査請求人は、本件審査請求に係る審理手続において、負債に関する証拠書類を提出しているが、行政不服審査における処分の違法性又は不当性の判断を行う基準時点は、処分が行われた時であることから、本件審査請求に係る事実関係については、当該書類が、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。更に、仮に、当該書類が本件申請の時点で挙証資料として提出されていたとしても、当該書類は、借入に係る債務残高が記載されたものであり、事業につき著しい損失が生じたかどうかの判断のための証拠足り得ない。

(3) 争点3 (審査請求人の申請を本件処分庁が意図的に妨げ、これにより審査請求人に不利益が生じたか) について

ア 前提

審査請求人は、令和元年8月時点で延滞金の減免申請を行うことができなかった事実を以て、本件処分庁の行為が違法又は不当である旨を主張し、本件処分庁はこれを争っている。

ところで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(許認可の取消し等)又は法令に基づく申請に対して行政庁が何らの処分をもしないことに関し不服がある場合について、審査請求を行うことができる旨を定めている。しかし、令和元年8月時点では、審査請求人は、未だ何らの申請もしておらず、本件処分庁の処分も行われていないのだから、審査請求人が主張する同月時点で申請ができなかったとの事実自体は、同法に基づく審査請求で争うことはできないものである。

しかしながら、審査請求人の主張に対して、当審査会として一定の判断を示す必要があることから、審査請求人の当該主張については、ここで事実認定を行った上で、最後に付言として当審査会としての考えを述べることとし、同年11月の本件処分に至る経緯における本件処分庁の行為に違法又は不当な点が

なかったかについて検討する。

イ 認定事実

本件処分に至る経緯について、審査請求人と本件処分庁との間で事実に関する主張が異なっているが、当審査会として本件審査請求に係る双方の主張書面等の資料により認定した事実は次のとおりである。

令和元年

8月

29日 審査請求人と本件処分庁との交渉経過において延滞金の減免申請についての会話が合った。その際に、本件処分庁担当者は、申請と併せて挙証資料の提出が必要であること及びその内容を審査請求人に伝えている。

30日 審査請求人は、本件処分庁担当者に対して、延滞金減免申請書のファックス送信を要請したが、当該担当者は前日からの審査請求人との交渉において、延滞金の減免要件該当性を確認するための質問及び挙証資料の提出の求めに対し、審査請求人に応じる意思が見られなかったことから、延滞金減免申請書を送信しなかった（9月2日にも同様の交渉経過あり。）。

9月

12日 審査請求人による滞納税の納付がなかったことから、本件処分庁は、審査請求人の財産の差押えを執行した。

11月

21日 差押えによって滞納税のうち本税は完納となったが、延滞金が残っていたため、本件処分庁は、審査請求人の財産の差押えを執行した。

25日 審査請求人と本件処分庁との交渉経過において、延滞金の減免申請についての会話が合った。

26日 本件処分庁は、審査請求人に対し、延滞金減免申請書を送付した。

27日 審査請求人は、郵送により本件申請を行った。

29日 本件処分庁は、本件申請を受理した。

12月

2日 本件申請に関し、挙証資料の提出がないため、本件処分庁は審査請求人に対し、提出を促した。

4日 審査請求人と本件処分庁との交渉経過において、挙証資料についての会話が合った。

5日 審査請求人から挙証資料として、平成14、15及び21年の不渡手形が郵送により提出された。

13日 本件処分庁は、本件処分を行った（同時に要綱（抜粋）を通知した。）。

ウ 認定事実による判断

イにおいて認定した事実をみるに、審査請求人と本件処分庁との間で交わされた会話の内容がどのようなものであったにしろ、審査請求人は延滞金の減免申請を行ったのであるから、本件処分庁は審査請求人による申請を意図的に妨げてはならず、審査請求人に不利益が生じることもない。

以上のことから、本件処分庁の本件処分に至るまでの手続に違法又は不当な点はないと判断する。

なお、審査請求人は本件処分庁の行為について憲法違反を主張するが、当該判断を左右するものではない。

(4) 争点4 (本件処分庁を信じて行動した審査請求人に不利益が生じたかどうか) について

ア 判例の見解

この点につき、最高裁判所昭和62年10月30日判決は、租税法規に適合

する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用に関し次のとおり判示する。「租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、右特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない。」

よって、本件につき、特別の事情が存するかどうかを検討する。

イ 本件への当てはめ

一般に申請とは、法令に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいい（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号参照。）、申請行為がなされる前から行政庁が当該申請内容を是認することを確約すると解しうるものではない。

よって、本件処分庁があらかじめ減免申請書の減免率の項目に100%と記載し、及び減免事由の項目に事業不振（審査請求人が滞納税の分割納付をするに至った相談の際に聴取した事情である。）と記載した上、これを審査請求人に送付したからといって、これをもって本件処分庁が、審査請求人に対し、事業不振による100%の減免の決定を確約したものと解しうることはできない。

また、仮に本件処分庁の当該行為により審査請求人が100%の減免を受けられることができると誤信したとしても、本件処分庁による当該行為は、審査請求

人に対して示した信頼の対象となる公的見解といえるものでもなく、強いていうならば審査請求人の事情を慮って行政サービスの一環として印字したものに過ぎない。

さらに、審査請求人は、本件処分庁が減免要件該当性を判断するにつき減免事由に係る挙証資料の提出を要するものである旨を認識していたのであるから、以上を以て、本件に特別の事情があるということとはできない。

なお、審査請求人は、事業不振以外にも減免要件に該当する事由があったとの主張も行っているが、本件処分庁の当該行為により、審査請求人に本件処分に係る申請と異なる事由による延滞金減免申請を行う途が閉ざされたわけではないことから、本件処分庁の本件処分に至るまでの手続に違法又は不当な点はないと判断する。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当審査会としては第1に記載のとおり判断する。

なお、審査請求人はその他種々の主張を行うも、そのいずれも本答申の判断を左右するものではない。

第7 付言事項

当審査会の判断は上記のとおりであるが、審査請求人の主張を鑑みて職権で次のとおり付言する。

地方税法第18条の4第1項は、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続法第2章及び第3章の各規定は、同法第8条及び第14条を除き、適用しない旨を規定している。これと同様に、東大阪市税条例第9条の2第1項においても、この条例又は規則の規定による処

分その他公権力の行使に当たる行為については、東大阪市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない旨の規定がおかれている。

よって、審査基準を定め、その審査基準を公にする義務を行政庁に課す規定は適用されず、本件処分庁が審査請求人に対し要綱を示さなかった行為は違法ではない。しかし、要綱が公にされていれば、本件のように審査請求人が誤信するような事態は生じなかったともいえることから、本件処分庁におかれては、要綱を公にし、延滞金減免手続について市民に対し周知することにより、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図られたい。

また、要綱と併せて、申請書類についても、誰もが容易に入手できるよう、市のウェブサイトに掲載する等の措置を検討されたい。

令和3年12月17日

東大阪市行政不服審査会

会長 上 崎 哉

委員 松 井 淑 子

委員 八 木 正 雄

以 上